

認定書交付

自転車ヘルメット着用推進宣言事業所



小倉南警察署署長室にて

令和5年11月9日、小倉南警察署管内の
・株式会社寿陽建設
・前川硝子株式会社
の2事業所に対して
「自転車ヘルメット着用推進事業所」
として認定書を交付しました。



全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になり、
・自転車通勤を認めている事業所
・業務に自転車を利用している事業所
等で、自転車ヘルメットの着用を積極的に取り組みを宣言する事業所を
「自転車ヘルメット着用推進宣言事業所」
として認定しています。
皆さんの事業所も自転車ヘルメットの着用を推進しましょう！



自転車乗車時には、**頭部を保護**し、交通事故や転倒による**被害を軽減**します
ヘルメットを被って、自分を守りましょう！